

大学発新産業創出プログラム プロジェクト推進型 SBIRフェーズ1 支援

公募説明会

2023年6月

スタートアップ・技術移転推進部

スタートアップ第1グループ



科学技術振興機構

目的

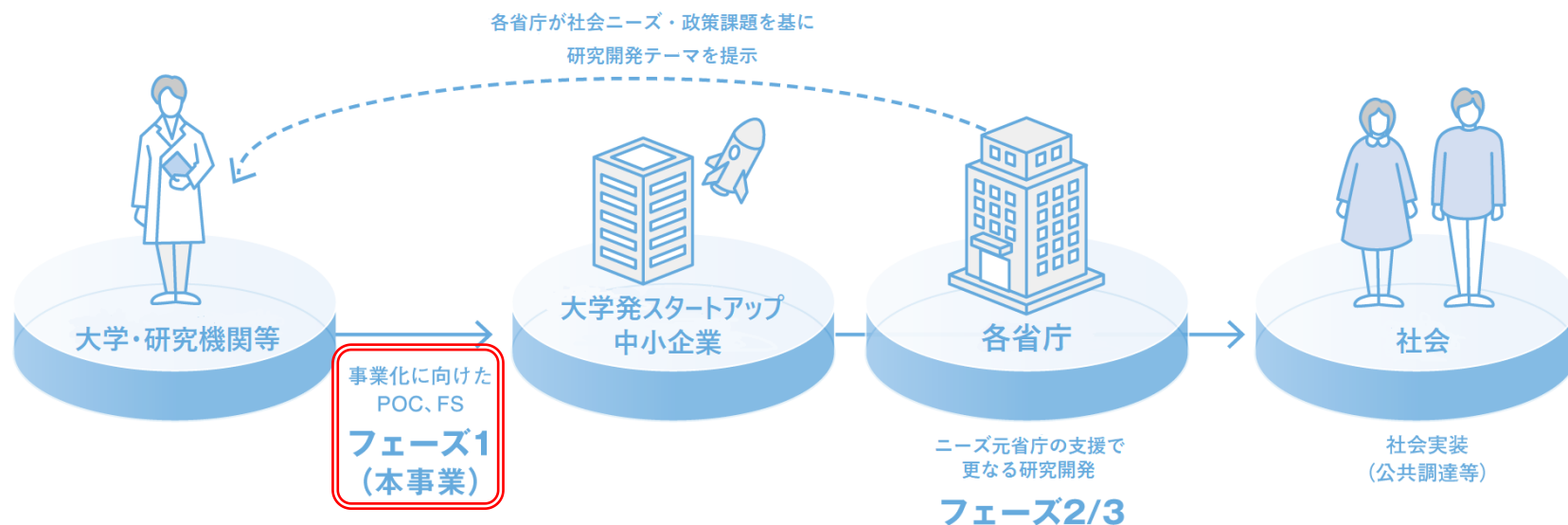
各省庁等から社会ニーズ・政策課題をもとに提示された「研究開発テーマ」に対して、

大学等の研究者による独創的アイデアにより研究者自らが
概念実証（POC）や実現可能性調査（FS）を実施し、

大学等発スタートアップの起業や、

大学等発スタートアップを含む**既存中小企業（設立15年以内）への技術移転**※を行うことにより、
新技術の早期社会実装を支援することを目的とします。

※一部、技術移転が対象外の研究開発テーマがあります。



背景 ～日本版SBIR制度の抜本改革～

日本版SBIR制度（Small Business Innovation Research）は、スタートアップ等による研究開発を促進し、その成果を円滑に社会実装し、それによって我が国のイノベーション創出を促進するための制度です。

研究開発型スタートアップ等への補助金等の支出機会の拡大や、初期段階の技術シーズから事業化までの一貫した支援に、内閣府をはじめ関係省庁が連携して取り組みます。

従来：中小企業等の研究開発に対する補助金の支出増大・様々な方法で成果の事業化を支援
2021年度～：イノベーション創出に寄与する制度

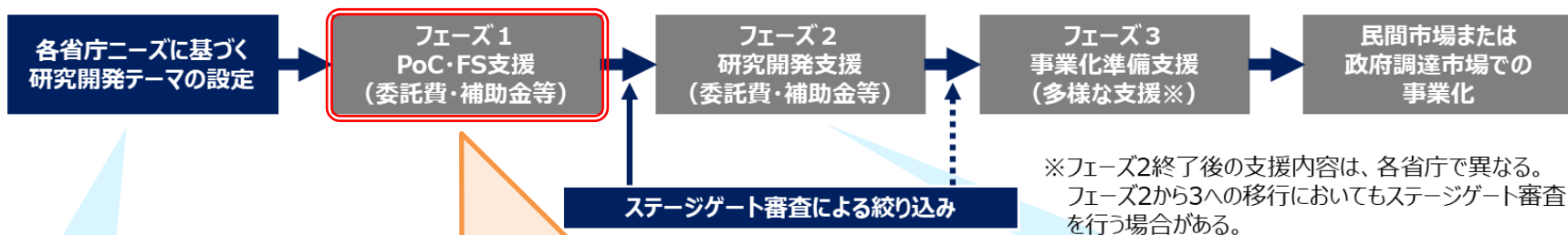
抜本改革の概要

- ①制度目的・実施体制の見直し（イノベーション政策としての位置づけを明確化）
- ②スタートアップ等への予算の支出機会の増大（支出目標の策定と実施）
- ③各省統一的な運用と社会実装の促進によるスタートアップ等の機会拡大

【SBIR制度特設サイト】 <https://sbir.csti-startup-policy.go.jp/>



日本版SBIR制度における「SBIRフェーズ1支援」



各省庁等より、社会ニーズ・政策課題に基づく「研究開発テーマ」が示されます。

「SBIRフェーズ1支援」

「研究開発テーマ」に沿った概念実証(POC)や実現可能性調査(FS)を実施します。

各省庁等の制度

「フェーズ2」以降、実用化に向けて、さらに本格的な研究開発を実施します。



SBIRフェーズ1支援委員会の委員長、副委員長、委員とニーズ元省庁の指定する有識者等※が連携し、課題の採択、採択後のマネジメントを実施します。

※各省庁はプログラムマネージャー（PM）を設置します。また、省庁間の連携を内閣府の省庁連携PMが担います。

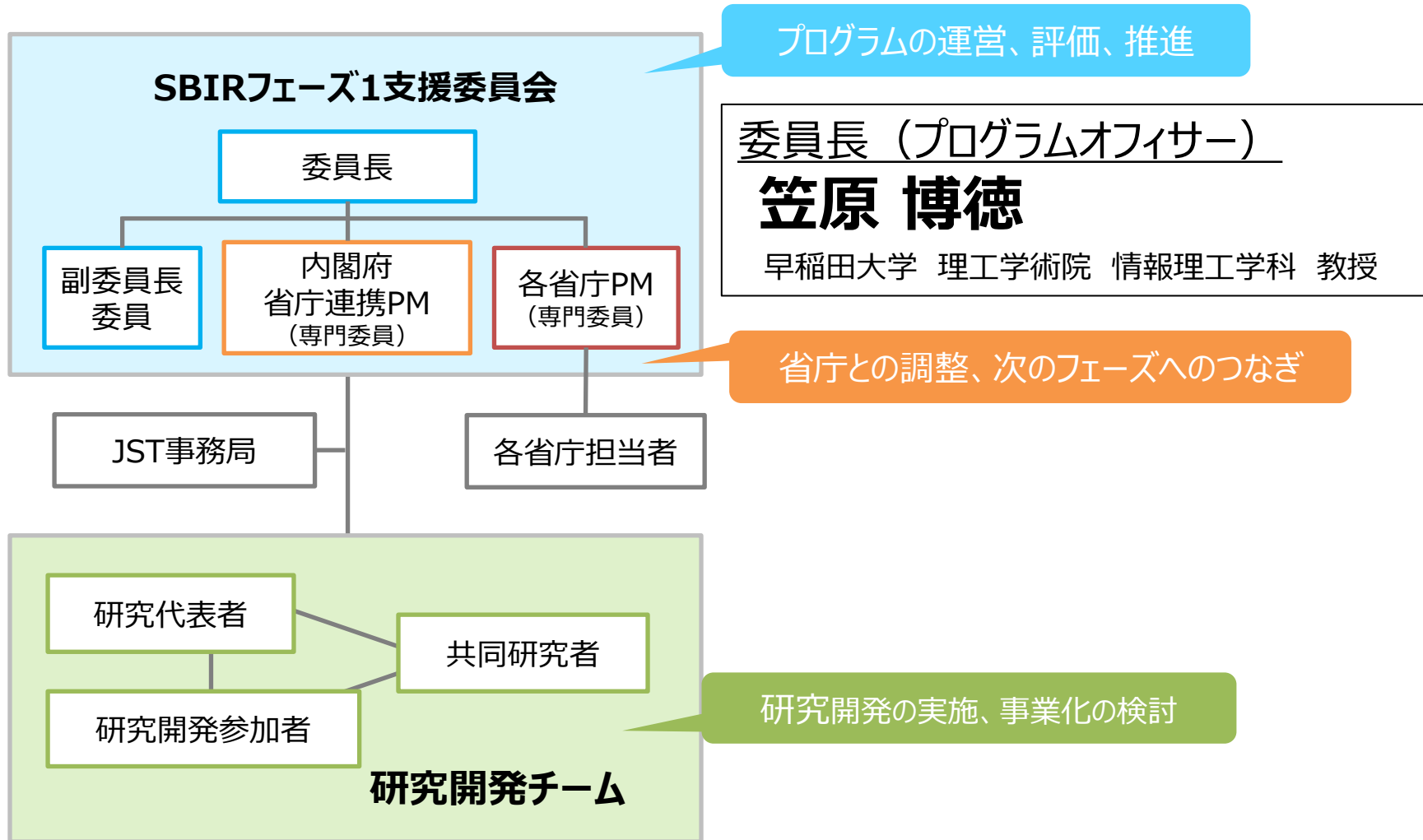
【SBIRフェーズ1支援 事業概要】 <https://www.jst.go.jp/start/sbir/index.html>

“フェーズ1”終了時の目標

- ・概念実証（POC）や実現可能性調査（FS）が完了していること。
- ・ビジネスモデルの検討が十分に進んでいること。
- ・知財戦略の検討が十分に進んでいること。

※研究開発テーマごとに上記に加えて別途「フェーズ2への移行条件」を設けています。
詳細は、公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を確認してください。

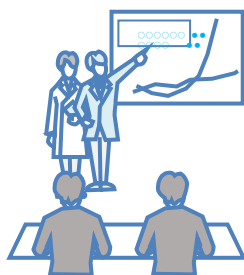
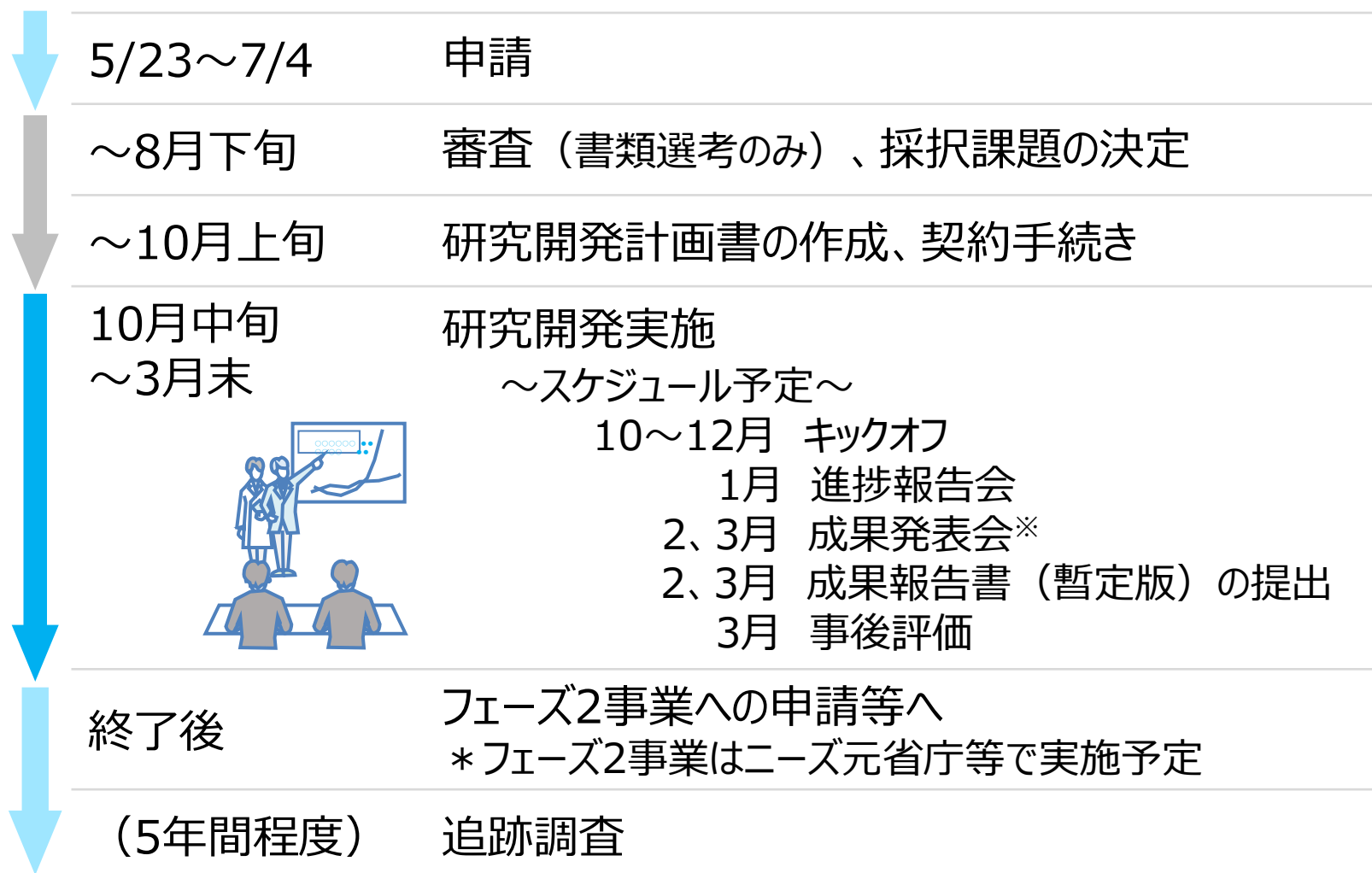
実施体制



公募・プログラム概要

プログラム名	SBIRフェーズ1支援
募集対象	大学等の研究者 (起業を目指す者/既存中小企業(設立15年以内)への技術移転を目指す者) ※一部、技術移転が対象外の研究開発テーマがあります。
対象分野	各省庁等における社会課題や政策ニーズを元に設定された「研究開発テーマ」に対応する分野
研究開発費	上限750万円(直接経費) ※間接経費(原則、直接経費の30%)を別途措置
研究開発期間	2023年10月中旬 ~ 2024年3月末 (5ヶ月程度)
公募期間	2023年5月23日(火) ~ 7月4日(火) 正午
選考期間	2023年7月 ~ 8月頃 (書類選考のみ)
採択件数	14件程度

活動実施の流れ



※【2022年度 成果発表会】 https://www.jst.go.jp/start/news/r4_seika_sbir.html
2023年度の開催方法は未定です。

研究開発テーマ（一覧）

(1) ~ (5) から1つ選択し、申請書に記載

番号	タイトル	ニーズ元	社会実装方法
(1)	食品産業の生産力強化に資するスマート研究開発	農林水産省	起業
(2)	多様化する障害像を踏まえた汎用性のある自立支援機器の開発	厚生労働省	起業/技術移転
(3)	海の次世代モビリティによる沿岸・離島地域の課題解決	国土交通省	起業/技術移転
(4)	造船所の生産性向上に関する研究開発	国土交通省	起業/技術移転
(5)	IoT等の活用による内航近代化に係る研究開発	国土交通省	起業/技術移転

研究開発テーマ（詳細）

※フェーズ2以降の事業情報等については、
今後の予算状況等に応じて変更となる可能性があります。

公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」で、
各研究開発テーマについて以下の項目を記載しています。

- ・社会課題・政策課題

- ・研究開発内容（技術の具体例）

- ・社会実装方法

※一部、既存企業への技術移転が対象外の研究開発テーマがありますのでご注意ください。

- ・ステージゲート審査実施時期（予定）

- ・フェーズ2事業概要（予定）

実施機関／事業名／事業期間／事業形態／委託費・補助対象経費／募集対象

- ・事業化までのロードマップ

フェーズ1での達成目標／フェーズ2への移行条件／フェーズ2で得られる支援内容／想定するゴール

※スライド5「フェーズ1終了時の目標」に加えて、テーマごとに別途設けている「フェーズ2への移行条件」を記載しています。

- ・研究開発テーマ・フェーズ2の事業内容に関するお問い合わせ先

選考の観点の1つは、**研究開発テーマとの関連性**です。

（選考の観点については、スライド21および公募要領「2.10 選考の観点」を確認してください。）

提案の際は、学術的関心等による研究に留まらず、事業化を見据えた上で、
これらのニーズにいかに関与するか、どのように事業化を目指すのか、ビジネス面を含めて明確にしてください。

研究開発テーマ（1）

※詳細は、公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を確認してください。

食品産業の生産力強化に資するスマート研究開発 【ニーズ元：農林水産省】

※既存企業への技術移転は対象外

研究開発内容（技術の具体例）

食品製造業の1次加工（原材料処理）では、原料が多岐にわたり、形状や硬さなども原料によって異なることから、例えば下記のような課題と技術開発ニーズがある。

- ・ブロッコリーの花蕾の自動分解と石、虫などの異物混入（カット後のサイズ均一化、異物除去）
- ・根菜の皮むき（太さ、硬さの異なる原料の皮むきの高度化、むき残し発生率低減）
- ・かぼちゃのワタ、皮の除去（硬い原料を扱う際の、加工速度の高速化、人の負担低減）
- ・定置網や旋網漁業で水揚げされた魚種の自動判別・選別（魚種判別、濡れた原料をつかむ技術）
- ・魚の小骨取り（画像解析と非可食部自動排除技術）

1次加工以外では、職人技のような経験を要する繊細な作業の再現や、柔らかい材料を扱えるハンド技術等についても開発ニーズがある。

研究開発テーマ（2）

※詳細は、公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を確認してください。

多様化する障害像を見据えた自立支援機器の開発 【二一ズ元：厚生労働省】

研究開発内容（技術の具体例）

障害者の真のニーズを捉えながらも汎用性を見据えた製品開発及び、製品の継続的な提供を視野に入れた支援機器の研究開発を対象とする。以下に具体例を示す。

- ・障害児・者の知的及び認知機能を補助し、自立生活を支援する機器
- ・障害児・者の日常生活関連活動（家事、買い物、外出時の移動・経路案内、金銭管理等）を支援する機器
- ・障害児・者の余暇活動（遊び、趣味、スポーツ等）を支援する機器
- ・障害者の心身の健康維持・向上に資する機器
（自ら管理しつつ支援者にも必要な情報を共有できる機器等）

※技術はあるが、既存の製品として広く流通していないものが望ましい。
機器にはシステム、アプリケーションの開発を含む。

※医療機器は対象外とする。

医療機器に該当するか判断できない場合は、事前に都道府県薬務課へ問い合わせること。

申請様式1 8-1. (4) で医療機器に該当しないことを確認しますので、判断に迷う場合は事前に都道府県薬務課へ問い合わせてください。

研究開発テーマ（3）

※詳細は、公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を確認してください。

海の次世代モビリティによる沿岸・離島地域の課題解決

【二ーズ元：国土交通省】

研究開発内容（技術の具体例）

- ・インフラの水中部にAUVやROVを常駐させる等により、定期的な巡回検査等を可能とするための耐久性向上や電力管理といった諸技術
- ・災害発生時等の悪天候下にあっても、ASVやAUVによる緊急輸送や施設点検等を可能とする姿勢制御技術や堪航技術
- ・浮遊物等で透明度の低い水中や、人手での探査が困難な泥中の探査を可能とするセンシング技術
- ・迅速で高品質なデータ共有を可能にする水上・水中における通信技術

研究開発テーマ（4）

※詳細は、公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を確認してください。

造船所の生産性向上に関する研究開発【二一ズ元：国土交通省】

研究開発内容（技術の具体例）

- ・モデル船型図面から造船所の設備等に合わせた詳細設計の作成支援が行えるシミュレーション技術
- ・人流や作業進捗設備使用状況等を一括管理し工程の課題特定を支援する技術
- ・設計・建造における各工程の時間短縮や負担軽減に寄与する技術等
- ・その他、自動車をはじめとした交通モードなど他の製造業で活用されているような生産性向上に資する技術を造船においても適用できるようにする研究開発など、トピック主旨に合致し、課題解決に資すると認められる技術を用いる提案がなされた場合、幅広く認める。

研究開発テーマ（5）

※詳細は、公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を確認してください。

IoT等の活用による内航近代化に係る研究開発

【二一ズ元：国土交通省】

研究開発内容（技術の具体例）

- ・離着棧の自動化・安全性向上に資する、準天頂衛星（QZS）を活用した精密測位や高機能舵、無人タグなどの技術
- ・自動運行船の実現に資する船陸間通信の安定化・常時取得技術
- ・障害物検知と衝突回避のため検知する高度なセンサーや避航方法を決定する人工知能（AI）の活用に関する技術

※本研究開発テーマについては、船側のIoT技術を対象としている。

応募の要件（一部）

- **研究代表者が申請の核となる技術シーズの発明者である、もしくは発明に関わった者であること**

※技術シーズ：事業化を目指す上で必要となる研究成果等

※当該研究成果に関する特許を取得していることが望ましい

- **以下のいずれかを目指していること**

a) **事業終了後の起業による技術シーズの事業化**（事業実施中の起業も可）

b) **大学等発スタートアップを含む既存中小企業（設立15年以内）への技術移転による技術シーズの事業化**

※一部、b) 既存企業への技術移転が対象外の研究開発テーマがあります。

※技術移転先企業の要件は公募要領「2.7.2 技術移転先企業の要件」（概要はスライド18に掲載）を参照してください。

応募の要件（一部）

● 研究代表者、主たる共同研究開発者 （JSTから資金配分を受ける者）の所属機関が、以下を同時に満たすこと

a) 日本国内の研究機関であること

b) 下記のいずれかに該当すること

- ・国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人
- ・公益財団法人、公益社団法人、公設試験研究機関
- ・一般財団法人、一般社団法人（※）
 - ※1.旧制公益法人から移行したものであること、
 - 2.非営利型法人であること、
 - 3.定款に事業として「研究」を含むこと を満たしているものが対象。

※企業（上記にあてはまらないもの）は、JSTからの資金配分対象としません。

- ・JSTからの資金を受けずに参画することは可能です。
- ・大学等から企業等、及び他大学等への再委託はできません。

技術移転先企業の要件 （既存企業への技術移転を目指す場合）

●「技術移転先企業」は、以下を同時に満たすこと

a) 日本の法人格を保有すること

b) 中小企業者に該当すること

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律2条第14項に定められている以下の
資本金基準又は従業員基準（下表）のいずれかを満たす中小企業者に該当する法人

c) 設立15年以内であること

d) みなし大企業に該当しないこと

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機 用タイヤ及びチューブ製造業並びに工 業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業（下記3業種を除く）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

※詳細は、公募要領「2.7.2 技術移転先企業の要件」を確認してください。

重複実施の制限

大学発新産業創出プログラム（START）と大学発新産業創出基金事業においては、重複実施の制限があります。

- ✓ 応募段階での制限はありませんが、複数の事業に応募した場合は採択が決定した段階で本事業を実施するか、他事業の審査結果を待つために本事業を辞退するか選択していただきます。
- ✓ 同一の研究代表者が同一の事業へ複数課題に応募することはできません。
- ✓ 重複実施の制限の対象事業においても、一方が「起業を目指す取組」で他方が異なる事業において「技術移転を目指す取組」であれば、両方で技術シーズが異なることを条件に同時に2件実施することが可能です。

大学発新産業創出プログラム（START）	
プロジェクト 推進型	起業実証支援
	ビジネスモデル検証支援
	SBIRフェーズ1支援
大学・ エコシステム 推進型	スタートアップ・エコシステム 形成支援内の研究開発課題
	大学推進型内の研究開発課題

大学発新産業創出基金事業
可能性検証
プロジェクト推進型 起業実証支援
上記以外の事業（予定）

※詳細は、公募要領「2.11 重複実施の制限について」を確認してください。

<重複実施制限の一覧表>

		大学発新産業創出基金事業※				研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム					
		起業実証支援	可能性検証		起業実証支援、可能性検証以外の他事業（予定）	ビジネスモデル検証支援	SBIRフェーズ1支援		スタートアップ・エコシステム形成支援内の研究開発課題	大学推進型内の研究開発課題	
			【起業挑戦】	【企業等連携】			起業による技術シーズの事業化を目指す場合	技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合			
大学発新産業創出基金事業※	起業実証支援	—	×	○	×	×	×	○	×	×	
	可能性検証	【起業挑戦】	×	—	×	×	×	○	×	×	
		【企業等連携】	○	—	—	○	○	○	×	○	○
	起業実証支援、可能性検証以外の他事業（予定）	×	×	○	—	×	×	○	×	×	
研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム	ビジネスモデル検証支援	×	×	○	×	—	×	○	×	×	
	SBIRフェーズ1支援	起業による技術シーズの事業化を目指す場合	×	×	○	×	×	—	—	×	×
		技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合	○	○	×	○	○	—	—	○	○
	スタートアップ・エコシステム形成支援内の研究開発課題	×	×	○	×	×	×	○	—	×	
	大学推進型内の研究開発課題	×	×	○	×	×	×	○	×	—	

※大学発新産業創出基金事業内には複数の事業があることを想定しています。

○：同時に実施可

※それぞれ技術シーズが異なることが条件となります。同一の技術シーズについて起業と技術移転で2件同時に実施することできません。

×

同時に実施不可

※両方に申請することは可能ですが、一方の事業の採択が決定した段階で、当該事業を実施するか、他事業の審査結果を待つために当該事業を辞退するか選択していただきます。

—：同時に申請不可

（同一事業への複数申請は不可）

選考の観点

(1) 研究開発テーマとの関連性

- ・研究開発テーマにおけるニーズ元省庁の提示する社会ニーズ・政策課題の解決に貢献するか。

(2) 技術シーズ

- ・技術の基となる研究成果等が、独創性、新規性を有しているか。
- ・実現を目指す技術が、競合に対する優位性を有しているか。

(3) 事業化の可能性

- ・事業の実現性や成長性が期待できるか。
- ・知財戦略が明確で、事業に支障が無いか。
- ・技術シーズの事業化に対する熱意を有しているか。
- ・申請時点での技術シーズの成熟度を適切に把握し、事業化に向けた検討ができているか。

(4) 研究開発計画

- ・事業化を目指すうえで、本研究開発期間中に達成しようとする目標が妥当か。
- ・設定した目標に対し、研究開発計画が妥当か。
- ・活動に向けて適切な体制となっているか。

(5) 利益相反、倫理面の配慮、他資金との切り分け、エフォート確保等に関する検討状況

申請書提出について

申請書様式

1) 様式1 (Wordで配布) ※必須

- ・基本情報
- ・技術シーズ
- ・製品・サービスと事業化の構想
- ・本支援期間中の目標、活動計画、体制 等

2) 様式2 (Excelで配布) ※必須

- ・予算計画

3) 様式3 (Wordで配布) ※既存企業への技術移転の場合のみ必須

- ・SBIRフェーズ1支援に係る誓約書

1つのPDFファイルとして提出

e-Rad入力画面

- ・概要、申請者（研究代表者、企業担当者）の基本情報等を入力
- ・申請書PDFをアップロード

申請締切： 7月4日(火) 正午

システムが混み合い時間がかかることがあるため、
余裕を持って手続きをお願いします。

申請書提出について

申請書様式

1) 様式1 (Wordで配布) ※必須

1. 目指す社会実装の方法
2. 研究開発テーマ
3. 課題名
4. 課題概要
5. 研究代表者等の情報
6. 研究開発分野
7. 技術シーズ
- 8-1. 製品・サービス
- 8-2. 事業化の構想
9. 事業化に向けた活動計画
10. 活動の推進体制
11. 他制度での助成等の有無
12. 利益相反マネジメントにかかる申告

e-Resへアップロードする際は、文字の記入範囲、記入例を参照した上で、申請様式1-1または1-2をPDF形式で1つのファイルに統合してください(合計20MB以下)。

(申請様式1)
ポイントをおさえ、申請者が読みやすいよう留意して作成してください。
※文字サイズは【10.5pt以上】、フォントは【MS Pゴシック】としてください。
※7.~9.については、各項目でページ数を指定していますので確認してください。

SBIR フェーズ1 支援 - 申請書

年 月 日提出

1. 目指す社会実装の方法
※該当しない選択目は削除し、どちらか1つだけ残してください。研究開発テーマによっては(2)は対象外となりますので、必ず応募要領を確認してください。
(1) 起業による技術シーズの事業化
(2) 大学等発スタートアップを含む既存中小企業(設立15年以内)への技術移転

2. 研究開発テーマ(1つ選択)
※該当しない選択目は削除し、複数該当する場合は、最も関連性の高いものを1つだけ残してください。
(1) 食品産業の生産力強化に資するスマート研究開発【農林水産省】
(2) 多様化する障害者を踏まえた汎用性のある自立支援機器の開発【厚生労働省】
(3) 海の次世代モビリティによる沿岸・離島地域の課題解決【国土交通省】
(4) 造船所の生産性向上に関する研究開発【国土交通省】
(5) IoT等の活用による内航近代化に係る研究開発【国土交通省】

3. 課題名
※研究開発課題名を記入してください。課題が採択された場合、公開します。
※本項目の内容を「e-Res」上の「研究開発課題名」および「基本情報「研究目的」欄」に転記してください。

4. 課題概要
※課題概要を150文字以内で簡潔に記述してください(図、表の使用は不可)。
※留意: OOO(技術シーズ)を利用して、OOOという課題を解決するOOOを開発する、とGに、OOOによって、OOOを行うスタートアップの設立、OOOを行う企業への技術移転を目的とする。
※課題が採択された場合、JST プロジェクトデータベース(<https://project.jst.go.jp/>)およびSTART 事業ホームページ(<https://www.start.go.jp/start/>)において公開されますので、公開を希望されない場合はお知らせください。なお、公開前に内容を再確認させていただきます。
※本項目の内容を「e-Res」上の「基本情報「研究概要」」欄に転記してください。

※文字サイズは【10.5pt以上】、フォントは【MS Pゴシック】としてください。

下線・太字・色を多用することは避けてください(読みやすいように留意してください)。

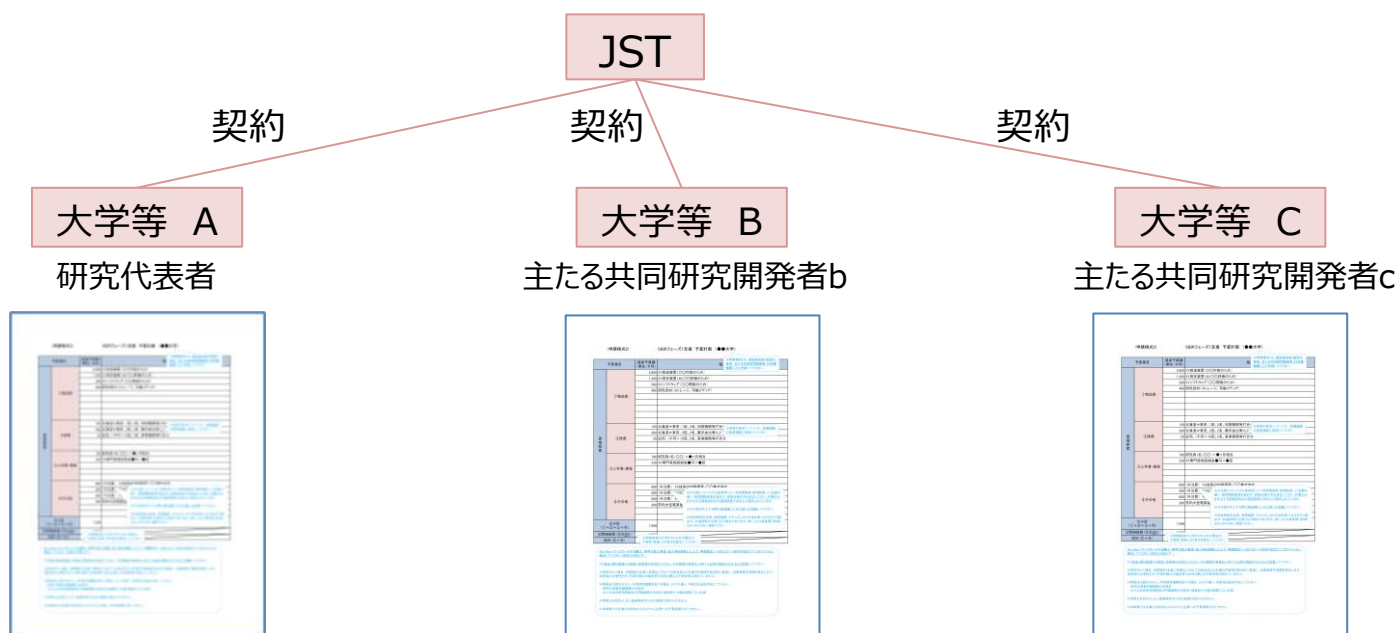
※7.~9.については、各項目でページ数を指定していますので確認してください。

申請書提出について

申請書様式

2) 様式2 (Excelで配布) : 予算計画 ※必須

※研究担当者 (研究代表者、主たる共同研究開発者※) の所属機関ごとに作成してください。



※主たる共同研究開発者 :

研究代表者の所属機関 A と異なる国内の大学等の研究機関 B で研究開発費を執行する場合、JST と研究機関 B (複数機関設けることも可能) が委託契約を直接締結します。研究機関 B における責任者を「主たる共同研究開発者」とします。

申請書提出について

申請書様式

2) 様式3 (Wordで配布) : SBIRフェーズ1支援に係る誓約書

※既存企業への技術移転の場合のみ必須

※本様式は既存企業への技術移転を目指す場合のみ提出可能です。
※2025年3月31日までの申請は、赤字の記入要領、記入例を参照の上で、申請様式1～3をPDF形式で1つのファイルに結合し、不大于10MB以下。

誓約書 (申請様式3)

年 月 日

国立研究開発法人科学技術振興機構 殿

研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム(START) プロジェクト推進型 SBIR フェーズ1 支援に係る誓約

研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム(START) プロジェクト推進型 SBIR フェーズ1 支援(以下、「本事業」という。)で申請する研究開発課題に関して、下記の事項を遵守することを誓います。

記

1. 研究代表者は、技術移転先企業担当者(以下、「企業担当者」という。)と協働で申請書を作成する。
2. 企業担当者またはその代理者は、JSTが実施する研究開発課題に関する進捗確認のための各種会議等へ出席する。
3. 技術移転先企業は、追跡調査(本事業終了後、5年程度実施予定)に協力する。
4. 本事業終了後(フェーズ2以降)は、技術移転先企業が主体となり、事業の実施を検討する。

以上

課題名: 「○○○○」 ※申請様式3の課題名を転記してください。

企業担当者

所属機関: ○○株式会社

部 署: ○○事業部 ※Wordでの打ち込みで記入できません。 ※押印は不要です。

役 職: ○○課長

氏 名: ○○ ○○

研究代表者

所属機関: ○○大学

部 署: ○○研究科 ※Wordでの打ち込みで記入できません。 ※押印は不要です。

役 職: ○○研究員

氏 名: ○○ ○○

1. 研究代表者は、技術移転先企業担当者（以下、「企業担当者」という。）と協働で申請書を作成する。
2. 企業担当者またはその代理者は、JSTが実施する研究開発課題に関する進捗確認のための各種会議等へ出席する。
3. 技術移転先企業は、追跡調査（本事業終了後、5年程度実施予定）に協力する。
4. 本事業終了後（フェーズ2以降）は、技術移転先企業が主体となり、事業の実施を検討する。

上記の事項について**企業担当者**に確認した上で、**課題名、企業担当者、研究代表者**について入力してください。

申請時の注意点

・e-Radでの応募には、「研究インテグリティに係る情報入力」が必須です。

※e-Radの改修（2022年3月15日）以降、登録をしていない場合は必ず行ってください。

※登録が完了していない場合、本公募へ申請できません（エラーになります）。

※操作方法の詳細は、公募要領「5.2 e-Radを利用した応募方法」を確認してください。

契約の種類	相手機関(相手機関の国名) 制変名 (研究期間)	研究課題名	予算額	エフォート (%)	機密保持契 約締結有無	削除

報告している

名前表示にカーソルを合わせると出てくる【研究者情報の確認・修正】をクリックし、「所属研究機関」タブで操作を行います。

(1) e-Rad外の研究費

(2) 現在の全ての所属機関・役職

(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む)

について該当があれば入力し、適切に所属機関に報告していることを確認。

(3) 誓約状況


チェックボックス「報告している」をチェック。

申請時の注意点

- ・募集締切時に、応募が完了していない提案は審査対象外です。
(締切後の差し替えも対応不可)

※応募のステータスを確認し、「配分機関処理中」又は「受理済」となっていれば、応募が完了しています。

※提出が完了したら、申請の種類（ステータス）より、申請が正しく行われていることを念のため確認してください。

課題年度 (西暦)	課題ID	公募名	応募番号	研究機関名	課題の 状態	申請の 種類 (ステータス)	編集/各種申請、 実績報告	応募 内容 提案 書ダ ウン ロード
		研究開発課題名	採択番号	研究代表者				
2022					応募 中	配分機 関処理 中 申請中	申請可能な 手続きへ	

- ・申請書は様式1～2または様式1～3を統合してPDFファイルに変換し、**正しく閲覧できるか確認してから**ご提出ください。
- ・応募に際しては、研究代表者、及び主たる共同研究開発者の e-Radの研究者ID **が必要**です。
- ・e-Radへ必要事項を入力の上、申請書をアップロードしてください。
※郵送、持ち込み等、e-Rad以外の応募は受け付けません。

研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究代表者は「研究倫理教育に関するプログラム」を修了していることが申請要件です。修了していることが確認できない場合は、要件不備となります。



※研究代表者以外については、申請時の受講・修了は必須としません。

採択後は、原則として全ての研究参加者に「eAPRIN」の指定単元を受講・修了していただきます。

利益相反マネジメントに関する申告について

技術移転先企業や課題に参画する機関が、
下記に該当する提案ですか？

※該当する場合は、所属機関の利益相反委員会等に問題ないか確認してください。

- a. 研究担当者等の研究開発成果を基に設立した機関。
- b. 研究担当者等が役員に就任している機関。
- c. 研究担当者が株式を保有している機関。
- d. 研究担当者が実施料収入を得ている機関

はい

いいえ

JSTの出資先企業を参画機関とした
提案ですか？

はい

申請様式1「12. 利益相反マネ
ジメントにかかる申告」にて申告
が必要です。

いいえ

マネジメント対象外のため、
項目12では「該当しない」を選択。
※**項目12は該当有無に関わらず回答必須**

その他の留意点

- ・申請・実施について、**所属機関、技術移転先企業との同意**が得られていることが**必要**です。

※申請書、e-Radでの登録情報に、所属機関の情報、技術移転先企業及び企業担当者の情報を記載していただきます。

※特に技術移転の場合は、申請、研究開発実施、各種会議への出席、追跡調査への協力に関して、当該企業の同意が得られていることが必要です（申請様式3を提出）。また、フェーズ2以降は技術移転先企業が主体となって事業の実施を検討していただきます。

- ・スタートアップの設立や技術移転に関して**その技術シーズの発明者、技術シーズが帰属する機関等（特許出願人等）の同意**が得られていることが**必要**です。

- ・**起業（登記等）のための費用、企業活動（営業等）への費用執行はできません。**

事業実施中に起業した場合も、大学での研究開発要素のみ、継続可能です。

- ・申請書及び申請者情報、研究開発計画書、成果報告書等は、委員会メンバーの他、審査に携わる外部有識者、ニース元省庁の指定する有識者、内閣府及びニース元省庁担当者等の守秘義務を負った関係者に共有する場合があります。

- ・終了後5年程度の追跡調査にご協力いただきます。

e-Radの不具合に備えて

- e-Radは**締切数時間前から大変混雑し、動作が遅くなる場合があります。**
余裕をもって手続きをお願いします。
- **「研究インテグリティに係る情報」は必ず登録してください。**
 - e-Radログイン後の【研究者情報の確認・修正】メニューから行えます。
※操作方法の詳細は、公募要領「5.2 e-Radを利用した応募方法」を確認してください。
 - 代表者および主たる共同研究開発者について登録が完了していないと応募できません。
 - 「e-Rad外の研究費」に対象契約を記入する場合、予算額の金額がない場合は必ず0を入力してください。
- **締切当日の引き戻しは控えてください。**システム遅延により申請が間に合わない可能性があります。
- **トラブル発生に備えて、事前に問い合わせ窓口を確認しておいてください。**

e-Radの操作方法に関する問い合わせ	e-Radヘルプデスク	電話番号：0570-057-060(ナビダイヤル) 受付時間：9:00～18:00（平日）
事業に関する問い合わせ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST スタートアップ・技術移転推進部 スタートアップ第1グループ	E-mail：sbir-one@jst.go.jp ※緊急時を除き、電子メールでお願いします。 電話番号：03-5214-7054 受付時間：10:00～17:00（平日）

問い合わせ先

国立研究開発法人科学技術振興機構
スタートアップ・技術移転推進部
スタートアップ第1グループ
(SBIRフェーズ1支援担当)
E-mail : sbir-one@jst.go.jp

- ・JSTホームページ : <https://www.jst.go.jp>
- ・STARTホームページ : <https://www.jst.go.jp/start>
- ・公募情報 : <https://www.jst.go.jp/start/sbir/call2023.html>
(公募要領・申請書)